



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年2月25日火曜日 第2548号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課)	99
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(")	99
土地改良区の交換分合計画の認可.....	(農地整備課)	100
解除予定保安林(2件).....	(森林整備課)	100
公有水面埋立免許の出願.....	(港湾海岸課)	100
都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧(2件).....	(都市計画課)	101

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会)	101
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(")	102
政治団体の解散の届出.....	(")	102
資金管理団体の届出.....	(")	102
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....	(")	103

告 示

○愛媛県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した

平成26年2月25日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300379	株式会社花・花	四国中央市川之江町3310番地8	高橋真美	居宅介護	赤いうさぎ	四国中央市川之江町3310番地8	平成26年1月1日
3811300379	株式会社花・花	四国中央市川之江町3310番地8	高橋真美	重度訪問介護	赤いうさぎ	四国中央市川之江町3310番地8	平成26年1月1日
3810500581	株式会社アクティブ	新居浜市萩生2348番地の44	前田由美子	居宅介護	居宅介護事業所きらめき	新居浜市萩生2348番地の44	平成26年1月15日
3810500581	株式会社アクティブ	新居浜市萩生2348番地の44	前田由美子	重度訪問介護	居宅介護事業所きらめき	新居浜市萩生2348番地の44	平成26年1月15日
3810300495	株式会社堂崎	宇和島市石応1312番地	岡崎早苗	居宅介護	ヘルパーあさがお	宇和島市石応1312番地	平成26年1月24日
3810300495	株式会社堂崎	宇和島市石応1312番地	岡崎早苗	重度訪問介護	ヘルパーあさがお	宇和島市石応1312番地	平成26年1月24日
3811400286	株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	岡本恭英	居宅介護	訪問介護さくら	西予市宇和町山田1558番地	平成26年1月24日
3811400286	株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	岡本恭英	重度訪問介護	訪問介護さくら	西予市宇和町山田1558番地	平成26年1月24日

○愛媛県告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年2月25日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500234	特定非営利活動法人農業で古里創りNPO	松山市北斎院町682番地の3	白 戸 邦 生	行動援護	同行援護・行動援護事業所あぐり塾重信事業所	東温市志津川片山甲44番地	平成26年1月31日

○愛媛県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、西条市古川乙土地改良区が定めた古川乙地区の交換分合計画を平成26年2月17日認可した。

平成26年2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第231号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町野村17号13の3
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第232号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡伊方町松2296の3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
無線施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡伊方町松2296の3
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
無線施設用地とするため

○愛媛県告示第233号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年2月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市吉海町本庄325番から同262番1までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から14点までを順次直線で結んだ線並びに14点と1点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C・D・L・+3.92メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市吉海町本庄375番、国土地理院「津倉」四等三角点）は、北緯34度09分18.1856秒、東経133度01分34.7364秒の地点

1点は、基点から真北197度23分40秒、590.08メートルの地点

2点は、1点から真北275度22分10秒、26.89メートルの地点

3点は、2点から真北5度27分14秒、0.60メートルの地点

4点は、3点から真北275度22分06秒、19.40メートルの地点

5点は、4点から真北5度22分07秒、180.42メートルの地点

6点は、5点から真北273度14分36秒、0.60メートルの地点

7点は、6点から真北3度11分04秒、2.70メートルの地点

8点は、7点から真北93度12分30秒、1.00メートルの地点

9点は、8点から真北3度11分04秒、37.10メートルの地点

10点は、9点から真北273度09分04秒、1.00メートルの地点

11点は、10点から真北3度11分04秒、2.70メートルの地点

12点は、11点から真北93度09分12秒、0.60メートルの地点

13点は、12点から真北3度11分04秒、11.90メートルの地点

14点は、13点から真北93度10分54秒、14.04メートルの地点

ウ 面積

6,189.92平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市吉海町本庄325番から同262番1までの地先公有水面

及び陸域
イ 区域
次のA点からK点までを順次直線で結んだ線及びK点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点（今治市吉海町本庄375番、国土地理院「津倉」四等三角点）は、北緯34度09分18.1856秒、東経133度01分34.7364秒の地点
A点は、基点から真北195度51分13秒、591.50メートルの地点
B点は、A点から真北267度21分16秒、39.36メートルの地点
C点は、B点から真北202度17分04秒、73.04メートルの地点
D点は、C点から真北275度40分49秒、81.35メートルの地点
E点は、D点から真北5度22分07秒、391.89メートルの地点
F点は、E点から真北93度13分16秒、87.69メートルの地点
G点は、F点から真北182度33分51秒、36.37メートルの地点
H点は、G点から真北93度09分44秒、201.90メートルの地点
I点は、H点から真北148度57分34秒、42.65メートルの地点
J点は、I点から真北226度03分30秒、237.58メートルの地点

K点は、J点から真北204度51分49秒、27.85メートルの地点
ウ 面積
73,769.67平方メートル
3 埋立地の用途
輸送機械器具製造業用地
4 出願年月日
平成26年 2月18日

○愛媛県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年 2月25日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年 2月25日

愛媛県知事 中村 時 広

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成26年 2月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
太田幸伸後援会	太田 幸 伸	太田 薫	松山市余戸中四丁目5-43	平成26年1月6日	
清水尚美後援会	清 水 尚 美	清 水 英 忠	松山市桑原四丁目3-32	平成26年1月6日	
長野昌子後援会	長 野 昌 子	長 野 健 二	松山市安城寺町1636-8	平成26年1月6日	
山瀬忠吉後援会	山 瀬 忠 吉	山 瀬 典 子	松山市湯の山四丁目2-10	平成26年1月6日	
上田さだひと後援会	三 好 明 彦	高 瀬 美 希	松山市小栗三丁目2-38	平成26年1月7日	
大木けんたろう後援会	大 木 健 太 郎	草 野 康 一	松山市道後湯月町4-16	平成26年1月8日	
浜口市作後援会	吉 川 保 吉	高 橋 政 雄	西宇和郡伊方町川永田甲11-2	平成26年1月8日	
住重労働政治活動委員会愛媛支部	松 木 竹 千 代	夏 井 豪	新居浜市惣開町5-2	平成26年1月9日	
向田まさひろ後援会	向 田 将 央	兵 頭 誠	松山市和泉南三丁目4-40	平成26年1月14日	

大野博通後援会	大野博通	甘井清久	松山市居相二丁目3-8	平成26年1月15日	
川本ケンタ後援会	川本健太	川本聖子	松山市南高井町788-2	平成26年1月16日	
田窪秀道後援会	田窪秀道	田窪郁美	新居浜市多喜浜三丁目4-39	平成26年1月21日	
角藤純後援会	角藤純	夏井美桜	松山市天山三丁目14-27	平成26年1月24日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成26年2月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	松山市二番町四丁目5-4	四国中央市中曾根町411-5	平成26年1月7日	政党の支部
政治結社郷土塾	代 表 者	浅木章仁	工藤文也	平成26年1月8日	
報國純心会	会 計 責 任 者	南條久	秋山康成	平成26年1月8日	
村上要後援会	代 表 者	福田和志	石水伴清	平成26年1月9日	
畑中芳久後援会	代 表 者	井上善一	上野守	平成26年1月17日	
	会 計 責 任 者	大星政人	宮本一弘		
元気やわはまの会	主たる事務所の所在地	八幡浜市若山4-92	八幡浜市1458-7	平成26年1月21日	
愛媛県商工連盟連合会	代 表 者	井関和彦	白石省三	平成26年1月23日	
公明党東予西総支部	主たる事務所の所在地	西条市壬生川165-11	今治市立花町一丁目6-23	平成26年1月30日	政党の支部
	代 表 者	黒河紘一郎	石井秀則		

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年2月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県旅客船支部	一色昭造	平成25年12月31日
岩田功次後援会	村上義幸	平成25年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成26年2月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
太田幸伸	松山市議会議員	太田幸伸後援会	松山市余戸中四丁目5-43	太田幸伸	平成26年1月6日

清 水 尚 美	松山市議会議員	清水尚美後援会	松山市桑原四丁目 3 - 32	清 水 尚 美	平成26年 1月 6日
長 野 昌 子	松山市議会議員	長野昌子後援会	松山市安城寺町1636 - 8	長 野 昌 子	平成26年 1月 6日
山 瀬 忠 吉	松山市議会議員	山瀬忠吉後援会	松山市湯の山四丁目 2 - 10	山 瀬 忠 吉	平成26年 1月 6日

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、次に掲げる政治団体から訂正の報告があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成26年 2月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成24年分

政党支部

（訂正後）

政治団体の名称 自由民主党愛媛県宇和島市第三支部

報告年月日 H25 . 1 . 23

1 収 入 総 額	609,957 円
前年繰越額	228,925 円
本年収入額	381,032 円
2 支 出 総 額	259,000 円
3 翌 年 繰 越 額	350,957 円
4 本年収入の内訳	
寄附	81,025 円
個人分	81,025 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	300,000 円
自由民主党愛媛県支部連合会	300,000 円
その他の収入	7 円
1件10万円未満のもの	7 円

5 寄 附 の 内 訳

（寄附者） （金 額） （住所・所在地）

（個人分）

松 下 房 子 81,025 円 宇 和 島 市

6 支 出 の 内 訳

政治活動費	259,000 円
組織活動費	259,000 円

（訂正前）

政治団体の名称 自由民主党愛媛県宇和島市第三支部

報告年月日 H25 . 1 . 23

1 収 入 総 額	609,950 円
前年繰越額	228,925 円
本年収入額	381,025 円
2 支 出 総 額	259,000 円
3 翌 年 繰 越 額	350,950 円
4 本年収入の内訳	
寄附	81,025 円
個人分	81,025 円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入	300,000 円
自由民主党愛媛県支部連合会	300,000 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

松 下 房 子 81,025 円 宇 和 島 市

6 支出の内訳

政治活動費 259,000 円

組織活動費 259,000 円

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 稲本たかとし後援会

報告年月日 H25. 4. 1

1 収入総額 850,000 円

本年収入額 850,000 円

2 支出総額 0 円

3 翌年繰越額 850,000 円

4 本年収入の内訳

寄附 850,000 円

個人分 850,000 円

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(個人分)

稲 本 隆 壽 850,000 円 喜多郡内子町

(訂正前)

政治団体の名称 稲本たかとし後援会

報告年月日 H25. 4. 1

1 収入総額 0 円

2 支出総額 0 円